

入札説明書等に関する質問への回答書

事業名：第3工場跡地整備事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	入札公告 入札参加資格	1	2 入札参加者の要件 (1) 共通の要件	設計企業の個別要件 イ) 解体設計の実績について、新築工事の設計に既存建物の解体が含まれている場合は、実績として認めて頂けますでしょうか。	ご質問のとおりで可とします。
2	入札公告 入札参加資格	1	2 入札参加者の要件 (2) 設計企業の個別の要件	イ 既存施設の解体設計を担当する企業にあつては、解体設計の実績を1件以上有することについて、解体設計の実績はごみ焼却施設のみが対象となるでしょうか。ご教示願います。	ごみ焼却施設に限りません。
3	入札公告 落札者決定基準	4	提案書に関する事項の得点化方法	『・・・5段階評価に基づき各委員が個別に評価を行った上、選定委員会における協議により、最終評価を決定し・・・』とあります。12/1(水)のプレゼンテーション及びヒアリング結果は、最終評価に反映されると解釈してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
4	入札公告 落札者決定基準	6	表3 提案内容の評価項目及び評価ポイント	技術提案の評価項目Ⅱ.安全・安心・安定性(平常時の施設の健全性) ①施設の設計及び工事における地下工作物の存置にあたっての対応において、提案した地下工作物の存置範囲が契約数量に反映されるものとし、これらに変更が生じた場合は、設計変更対象と考えてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	提案された存置範囲に変更が生じた場合は協議します。
5	入札説明書	6	(3)入札参加者の構成企業の制限カ	「尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者とありますが、上記委員会委員は公表されていますか。ご教示ください。	選定委員会の委員は、審査講評の公表まで非公開です。
6	入札説明書	9	(10)入札及び提案書の受付(エ)	DVD2枚にWordデータの提出が求められていますが、DVDへは工事名、提案者名を記載しておけば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	14	複数提案の禁止	参加者は一つの提案しか行うことができない。とありますが落札者決定基準に記載されている評価ポイントでは”複数提案”を求められているとの解釈が出来ます。 入札説明書に記載された複数提案の禁止の意味をご教示ください。	1つの課題に対し提案AとBがあり、AとBが矛盾するような場合を想定しています。「AとBの内容が矛盾しない(両立する)場合」や、「AとBの選択肢のどちらかがあり、どちらを選択すべきか基本設計において検討するという場合」は、「複数提案の禁止」には該当しません。
8	入札説明書 落札者決定基準	14 6	複数提案の禁止 表3 提案内容の評価項目及び評価ポイント	入札説明書には『参加者は、一つの提案しか行うことができない。』とあります。 また、落札者決定基準 表3の評価ポイントには『・・・対策(○○、△△、□□等)について、想定する対策を具体的に示すこと』とあります。 1つの評価項目に対して、複数の対策を記載することは、複数提案に該当しないと解釈してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	1	2 本事業の目的	「解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画であることから、交付要件を満たすように整備を行うこと」とありますが、交付要件がわかりかねます。交付要件を具体的にご提示ください。	解体工事に対する交付金交付要件は「廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備すること」です。したがって、今回の場合、廃焼却施設である第3工場の解体跡地に自己搬入受入ヤードを整備することが、解体工事に対する交付要件となります。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
10	要求水準書	1	2 本事業の目的	循環型社会形成推進交付金の対象となる既存第 3 工場（廃焼却施設）の具体的な施設名についてご教示願います。	施設名称は「尼崎市立クリーンセンター第 3 工場」です。交付金の対象となる建築物は、焼却炉棟（汚水処理槽含む）及び煙突です。
11	要求水準書	2 5	(2) 参考図書等の取扱い 6 事業方式 (2)	「本書の図・表等で「(参考)」や「(案)」と記載されたものは一例を示すものであり、必ずしもこれによるものではない。」とありますが、添付資料 07 土木建築基本設計図にある各建物の計画は、あくまで一例であり、要求する機能を満たせば建築物の形状（幅、高さ）、構造、配置など基本設計図から変更してもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	4	(4) 工事車両の通行	通行量の多い時間帯をご指示ください。また市殿が想定する迂回ルートを図にてご提示ください	通行量の特に多い時間帯は、通勤時間帯（概ね午前 6 時～9 時及び午後 4 時～7 時）です。迂回ルートは特に指定しませんが、敷地南側方向にある阪神高速 5 号湾岸線の利用による迂回等を考えています。
13	要求水準書	4	(5) 敷地周辺設備	既存施設は、電気、水道等の供給は停止状態（離線済み）との解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、給水引込みの既設管については本工事で撤去してください。詳細は No. 65 の回答のとおりです。
14	要求水準書	5	5 事業期間（工期）	改正労働基準法を順守のもと、必要に応じて、土曜、日曜、祝日の作業、及び平日の残業は可能と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	5	5 事業期間（工期）	令和 4 年 4 月着工予定ですが、解体工事を担当する企業の監理技術者は着工当初からの配置が必要でしょうか。それとも解体設計完了後からの配置でも構わないでしょうか。ご教示願います。	監理技術者は、現地工事のある期間に、工事の種類に応じて適切な有資格者を配置してください。監理技術者の専任配置期間や専任配置義務緩和等については、国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル」（令和 2 年 9 月 30 日改正）に基づき適切に対応してください。本事業の整備期間中を通して配置を求めるものではなく、工事の必要な時期に専任させてください。途中交代についても、同マニュアルに基づき適切に対応される範囲内で可とします。
16	要求水準書	5	5 事業期間（工期）	解体工事を担当する企業の監理技術者について、解体設計完了後からの配置で可能な場合、コリンズ登録の必要時期は次のどちらでしょうか。ご教示願います。①着工時（令和 4 年 4 月予定）②解体設計完了後の配置時	②の解体設計完了後、解体に関する現地工事着工時で構いません。
17	要求水準書	5	7 解体撤去及び整備する施設	「解体撤去範囲には、構内雨水排水設備、門囲障、舗装、植栽その他外構設備を含むこととするが、外構のうち市と協議により再利用するもの」とありますが、解体計画、新設計画にあたって工事の支障を避けるためにも、現段階での撤去範囲外と想定される外構の範囲を図面等でご提示願います。	存置範囲は、事業者提案に委ねます。
18	要求水準書	5	7 解体撤去及び整備する施設	敷地境界にある門囲障の解体撤去範囲はすべてが対象でしょうか。存置する箇所がある場合は、その範囲についてご教授ください。	門囲障の存置範囲については事業者提案が可能ですが、具体的には、再利用するかどうか市と協議を行ってください。
19	要求水準書	6	表 3 解体対象施設の概要	第 3 工場棟※煙突棟及び汚水処理槽、煙突周辺倉庫を含むとありますが、煙突周辺倉庫とは煙突の西面と南面にあるスレート小屋と東側の 2 階建プレハブ、汚水処理槽南面のスレート小屋と CB 小屋であるとの認識で宜しいでしょうか？またこれらの図面（平面図、立面図、断面図、仕上げ表、構造図等）をご提示ください。あるいは数量を御提示ください。	ご理解のとおりです。（なお、2 階建てプレハブは煙突西側です。）図面・数量について提示できるものは無いため、現地にて規模をご確認ください。
20	要求水準書	7	表 4 整備対象施設の概要	清掃事務所棟の階数の変更は可能でしょうか。	階数の変更も可とします。
21	要求水準書	8	(2) 市が行う業務	市が行う業務として事前調査に関する業務についてアスベスト、ダイオキシン類等調査は代表点とありますが、ダイオキシン類の調査結果については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」上のサンプリング調査の有効期限の半年を超えています。施工前の届出用に改めて市がダイオキシン類調査を実施するとの解釈でよろしいでしょうか。あるいは所轄の労働基準監督署と市の協議により、届出にあたっては添付資料 7 を用いても良いとの認識でよ	施工前に市が改めて調査を実施することはありません。労働基準監督署との協議は、市は実施していないため、事業者において協議された結果、添付資料 06 で示した調査結果を使用できるとなれば、使用していただいで構いません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				ろしいでしょうか。	
22	要求水準書	8	10 関係法令等の遵守	本事業用地は、尼崎市の「工場跡地に関する取扱要綱」に関する届出の対象となるのでしょうか、ご教示願います。	対象外です。
23	要求水準書	9	11 工事条件 (1) 土壌汚染対策	土壌汚染対策法の自主的な指定の申請（第14条）によって、工事対象範囲全体を区域指定に設定された場合、掘削等の形質変更に伴う10m区画間の土壌の移動等についての履歴を管理する必要がありますか、ご教示願います。	必要ありません。
24	要求水準書	9	11 工事条件 (1) 土壌汚染対策 カ	観測井戸の設置とありますが、観測井戸の仕様、位置等をご指示ください。また観測井戸は、工事終了後も存置してもよろしいでしょうか。	観測井戸の仕様及び位置等については、落札者決定基準に示している提案書の評価ポイントであることから、事業者提案とします。なお、設置された観測井戸は、工事終了後も存置いただいて構いません。
25	要求水準書	9、10	11 工事条件 (4) 地下工作物の存置	地下工作物の撤去について、『「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン」に基づき、地下工作物を有用物として～積極的に地下工作物の有効活用を図ること』とありますが、ガイドライン(P.41)には「既存地下工作物が撤去すべき廃棄物か否かの判断は事務権限を有する自治体が行うこととなる」とあります。本工事の場合は、尼崎市様との解釈でよろしいでしょうか。この場合、また御市が現在想定されている既存地下工作物の撤去範囲及び考え方についてご提示ください。	ご質問いただいた箇所に記載のとおり、存置範囲や存置理由については、市が承諾します。存置範囲の設定に当たって、基本的な考え方は本項(11(4))のウに記載のとおりです。具体的な存置範囲については、工事や新設建物との緩衝を考慮する必要があると考えるため事業者提案に委ねますが、落札者決定基準に示している提案書の評価ポイントにもあるように、存置範囲や存置理由の整理については事業者にも協力いただきたいと思います。
26	要求水準書	10	11 工事条件 (5) 既存建築物の有効利用	「外周の擁壁及び門柱についても再利用可とする」とありますが、現地調査では植栽等により確認できないため再利用可とする外周擁壁の範囲、門柱の範囲を図示願います。	外周擁壁や門囲障の存置範囲については事業者提案が可能ですが、具体的には、再利用するかどうか市と協議を行ってください。
27	要求水準書	10	11 工事条件 (6) 使用中施設の保全 ア	収集委託業者に対する搬入指示板に関する配線ルート等を図示等にてご提示願います。	追加資料で配線ルートを提示します。改めて様式1をご提出ください。
28	要求水準書	10	11 工事条件 (6) 使用中施設の保全 イ	必要な作業スペースの場所、面積（幅、長さ）ご教示願います。	追加資料で作業スペースを提示します。改めて様式1をご提出ください。
29	要求水準書	10	11 工事条件 (6) 使用中施設の保全 ウ	大阪ガスの地下埋設配管について、添付資料03の資料において文字がつぶれて記載内容がわかりません。正確に見える文字の記載と埋設配管部の着色した資料をご提示願います。	ご質問の図面を提示します。改めて様式1をご提出ください。
30	要求水準書	12	2 書類の提出	(1)ウの管理技術者届（設計経歴書添付）は建屋の設計についてのみ必要でしょうか。それとも既存施設の解体設計についても必要でしょうか。ご教示願います。	設計の管理技術者であり、建屋の設計、既存施設の解体設計いずれも必要です。
31	要求水準書	16	5 施工 (2) 現場管理	「ウ 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者又は監理技術者を配置し、…」とありますが、上記の技術者は建屋の建設工事、既存施設の解体工事それぞれ必要ということでしょうか。例えば建設工事と解体工事が同一企業の場合は、1名の技術者が代表して本事業の監理技術者となることも可能でしょうか。ご教示お願い致します。	監理技術者は、現地工事のある期間に、工事の種類に応じて適切な有資格者を配置してください。1名の技術者が複数の資格を有している場合は、当該技術者により代表されることも可です。
32	要求水準書	16	5 施工 (5) 復旧	敷地内の稼働中の施設とは、どのようなものがございませうか。ご教示ください。	特別高圧受電棟、関西電力鉄塔及び収集委託業者に対する搬入指示板があります。
33	要求水準書	17	5 施工 (9) 近隣対応	発注者様で想定される事前に周知が必要とされる近隣事務所および関係機関等をご教示ください。	敷地に隣接する事業所を想定しています。
34	要求水準書	19	1 配置計画 2 動線計画	施設の年間の稼働日と清掃事務所の一日の稼働時間をお示し下さい。	自己搬入受入ヤードは、月曜日～金曜日（祝日含む）の8:00～17:15、清掃事務所は、月曜日～土曜日（祝日含む）の8:00～17:15です。
35	要求水準書	37	1 事前調査	埋設の電線、配管等が存在するとありますが、これらのルート、埋設深さ、用途等のわかる図面等の資料をご提示願います。	要求水準書の添付資料とした第3工場図面にも記載のある「下部カルバート」（特別高圧受電棟から第1工場敷地へのカルバート）や、「配管ピット」（上記カルバートから第3工場敷地内に繋がる配管ピット）があります。また、特別高圧受電棟への引込地中埋設配管があります。図

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
					面を提示しますので、改めて様式1をご提出ください。
36	要求水準書	39	1 仮設工事	第1工場の工業用水を有料で利用が可能との事ですが、m ³ 当たりの金額を御指示願います。	第1工場の契約水量を超える分のみ料金負担を求めます。超過料金単価は、1m ³ 当たり50.4円に100分の110を乗じた額です。なお、第1工場の工水使用量の契約水量までの余力が約500m ³ /日あるため、これ以内の使用水量であれば料金負担は生じません。
37	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (1)解体前の事前措置と除去	現地状況より、既存第3工場内には蛍光灯やラック等が残置されています。これらについては発注者様において事前に撤去していただけるのでしょうか。ご教示願います。	取付けた状態の照明器具及び事務室等に備え付けの棚については、事業者で撤去・処理・処分してください。その他、発注者で処理すべき物については、敷地内の指定する位置に運搬してください。
38	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (1)解体前の事前措置と除去 ア	建築物所有者の残置した廃棄物は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物と異なり、その処理責任者は建築物所有者にあることが環境省の通知(平成26年2月3日環廃産第1402031号 建築物の解体時における残置物の取扱いについて)にあります。受注者が処分できない一般廃棄物に分類される備品等の残置物はないものとの解釈でよろしいでしょうか。また各ゴミピット、灰ピットにも一般廃棄物である堆積ゴミ、残留灰はないものとの認識でよろしいでしょうか。	備品等の残置物は、市において処分しますので、施設外への移設は事業者にて実施して下さい。また、ゴミピットや灰ピット内のごみ・灰は、各クレーンにより可能な限り除去していますが、一部除去しきれないものが残留していますので、事業者にて撤去・処理・処分してください。
39	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (2)障害物等撤去	付着物除去工事に支障のある配管や配線の処理について、「支障とは」どのようなものを想定されていますか?ご教示願います。	ご質問の箇所は、誤記につき、項目を削除いたします。
40	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (4)残留物等の処理	ごみ・灰についてはクレーンで可能な範囲の除去、薬品やオイルタンクの油等はできるだけ残留物は除去しているとありますが、残留物の品目及び数量について御教授願います。	品目・数量について提示できるものではありません。現地において可能な範囲で確認いただき、事業者にて想定してください。
41	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (4)残留物等の処理	ごみ、灰、薬品、オイルタンクの油等の残留物の撤去・処理・処分については数量不明のため、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。事業者負担とする場合は残留物の概算数量をご教示願います。	品目・数量について提示できるものは無いため、現地において可能な範囲で確認いただき、事業者にて想定してください。撤去・処理・処分にかかる費用は事業者負担としますが、想定と大きく乖離する場合は協議します。
42	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (4)残留物等の処理	現地状況より、ゴミピットの清掃作業は完了されておりますが、本工事にて洗浄作業は必要でしょうか。ご教示願います。	洗浄作業は不要です。
43	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (4)残留物等の処理	現地状況より、汚水処理槽に残渣物(水)がありますが、事前に発注者様において抜取清掃作業は実施していただけるのでしょうか。ご教示願います。	汚水処理槽に溜まっている水は、工事開始までに市において可能な限り抜き取ります。
44	要求水準書	40	2 付着物除去工事 (4)残留物等の処理	汚水処理槽の残渣物(水)を事業者において抜取洗浄する場合、残渣物は雨水と判断し、下水放流と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	No.43に回答のとおり、市において抜き取ります。なお、本敷地周辺には下水道は通っていないため、排水は河川放流となることにご留意ください。
45	要求水準書	41	3 解体撤去工事 (5)建築物解体	埋戻し土について、現地発生土が不足する場合、外部から搬入する埋戻し土の仕様等があればご指示願います。また解体発生材のコンクリートガラを破碎して砕石材として現地の埋戻し材として使用してもよろしいでしょうか。	埋戻し土については、土壌汚染の無い健全土としてください。また、解体発生材のコンクリートがらの再利用については、有価物とみなせるほどの再生利用であれば可とします。なお、この目的のため、再生する施設についても指定させていただく場合があります。
46	要求水準書	41	3 解体撤去工事 (5)建築物解体	建築物の解体について、地下部分の存置する範囲をご指示願います。	No.25に回答のとおり、存置範囲の設定に当たって、基本的な考え方は本項(11(4))のウに記載のとおりです。具体的な存置範囲については、工事や新設建物との緩衝を考慮する必要があると考えるため事業者提案に委ねます。
47	要求水準書	42	7 地下水モニタリング調査	工事着手前の地下水モニタリングで、または工事期間であっても工事に起因しない地下水汚染が確認され、行政から対策が求められた場合、必要となる費用は協議対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	その場合は協議します。
48	要求水準書	42	7 地下水モニタリング調査	工事に伴い新設する観測井戸を撤去する必要があるか、ご教示願います。	No.24に回答のとおり、設置された観測井戸は、工事終了後も存置いただいて構いません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
49	添付資料 3①	3	配置図（現況）	既存樹木の中に記念樹はございますでしょうか。	特にありません。
50	添付資料 3①	3	配置図（現況）	外構の工作物（敷地境界のフェンス等）の既設利用の要否について提案者の判断によると考えて宜しいでしょうか。	事業者提案が可能ですが、具体的には、再利用するかどうか市と協議を行ってください。
51	添付資料 3①	65	雑詳細図	焼却棟 3 階西側のボイラー室にある煙突ですが使用されている「コンバインボード」は石綿含有建材でしょうか？開示資料の分析結果には記載がありませんでした。御教授願います。	ご質問の建材は、石綿含有建材として指定されたものです。
52	添付資料 4①	19	1. 現況 (8) 土壌汚染状況	帯水層における遮水工を行ううえで支障となる敷地外からの管路や、敷地内で維持させる必要のある管路等の埋設物の図面、仕様等の資料がございましたら、ご教示願います。	敷地境界をまたぐ埋設物としては、要求水準書添付資料 03⑥⑦に示す大阪ガス埋設配管の他、No. 35 の回答に関連し提示する図面中に記載のある、関西電力からの特別高圧引込にかかる埋設配管があります。また、特別高圧受電棟から第 1 工場敷地への地下カルバートがあります。
53	添付資料 6① 添付資料 6②	-	-	煙突外壁について、前後のアスベスト調査結果が異なります。2 度目に行った調査(添付資料 06：②)の結果を正とする認識で宜しいでしょうか。異なる場合、正しい調査結果をご提示願います。	安全側の解釈として、「含有」との結果が出ている方の調査結果を正とします。
54	添付資料 6① 添付資料 6②	-	-	報告書が令和 2 年 3 月のものと令和 2 年 11 月の報告書があり、第 3 工場棟の外壁 A L C と煙突外壁の箇所において含有と不含有の結果がそれぞれ記載されておりますが、どちらの結果を正とすれば宜しいのでしょうか？ また、結果に基づき行政への事前相談等は行われておりますでしょうか？結果が 2 通りある場合は含有建材として取り扱いますが、塗材と下地調整材のどちらを対象とするかは行政と相談し決める事になるかと思っておりますが如何でしょうか？ また表 4-4 の外壁リシン吹付材は下地調整材の含有でしょうか。それとも塗料への含有でしょうか。併せてご教示願います。	安全側の解釈として、「含有」との結果が出ている方の調査結果を正とします。なお、本調査結果について関係諸官庁との事前協議は実施していませんので、事業者において実施してください。 塗材と下地調整材のいずれか不明の場合は、安全側を考慮し両方に含有されているものとして取り扱って下さい。表 4-4 の外壁リシン吹付材も同様として下さい。
55	添付資料 6①	7, 9	-	表 4-4 アスベスト調査対象箇所 に記載がある「湯沸室 アクリルリシン吹付」ですが、表 5-3 アスベスト調査結果 に記載がありません。また、表 4-4 に記載がない「コンデンサ置場 ALC リシン吹付」が表 5-3 に記載されています。表 5-3 の資料室は表 4-4 にある研修室のことでしょうか。調査結果が無い調査対象箇所について提示願います。	「湯沸室 アクリルリシン吹付」は誤記ですので、調査結果はありません。表 5-3 の資料室（現地での表記名称）は表 4-4 にある研修室（図面中の名称）のことです（3 階平面図 3-H 通り）。
56	添付資料 6① 添付資料 6②	98	アスベスト調査結果	添付資料 06：①の表 5-3 アスベスト調査結果において、No. 11 煙突外壁 コンクリート打ち放しリシン吹付けは「アスベスト含有（クリソタイル 1.0%）」とあります。一方、添付資料 06：②の表 4 アスベスト調査分析結果において、No. 4 煙突 外壁は「含有せず」とあります。調査結果はどちらを正と考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。	安全側の解釈として、「含有」との結果が出ている方の調査結果を正とします。
57	添付資料 7①	A-03	配置図	基本設計では駐車場が分散配置されておりますが、施設利用上ゾーン毎に考慮されての想定でしょうか。特に理由がなければ、一カ所まとめて駐車場を確保してもよろしいでしょうか。	駐車場について、駐輪場東側の 5 台分は施設への来訪者用であるため、清掃事務所棟に近い位置である必要があります。また、計量受付棟東側の 10 台分はごみ持込車待機用であるため、計量受付棟の前である必要があります。公用車駐車場は、清掃事務所棟に接した位置である必要があります。それ以外の駐車場は、空地を利用して配置したものであるため、場所は事業者提案に委ねます。
58	添付資料 7①	A-03	配置図	基本設計における車両・歩行者動線の計画図があれば、ご提示頂けませんかでしょうか。	車両動線図についてはご提示します。改めて様式 1 をご提出ください。歩行者動線については車両動線図に記載いたします。
59	添付資料 7①	A-03	配置図	特高受電棟の将来対応（解体または改修等）の予定についてご教示願います。	第 1 工場跡地整備事業（令和 7 年度以降）で撤去を考えていますが、現時点で詳細は未定です。
60	添付資料 7①	全頁	-	設計図面の CAD データについてご提供願います。	CAD データをご提示します。改めて様式 1 をご提出ください。
61	添付資料 7①	A-13 ～	各棟平面・立面・断面	新築建家の建具表がございましたらご指示ください。	特にありません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
		A-21			
62	添付資料 7①	K-01	新旧重ね図	敷地測量図と既存図との重ね図がありますが、敷地形状にかなりの食い違いがあります。これは、既存図の複写時の歪との判断で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	添付資料 7①	E-01	電気設備概要	3. 太陽光発電設備の項目で「制御装置及びソフトウェアを新設する」とありますが、仕様が不明なため仕様を提示してもらえないでしょうか。又、仕様がない場合は、費用等の提示をお願いします。	参考資料を提示します。改めて様式 1 をご提出ください。
64	添付資料 7①	M-1	浄化槽	浄化槽の仕様について、人員算定表・放流基準・導入管底・放流管底・浄化槽参考図面等の資料いただけないでしょうか。	浄化槽は JIS の「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」の事務所（業務用厨房設備を設けない場合）の人増算出方法を引用し、 $0.06 \times \text{延面積}$ （約 1,500 m ² ）= 90 人槽としております。
65	添付資料 7①	M-01, 02	給水引込	給水引込が新設となっておりますが、既存引込は撤去と考えてよろしいでしょうか。撤去が本工事に含まれる場合、引込口径、引込位置等ご指示願います。	既設引込は撤去となります。参考資料を提示します。改めて様式 1 をご提出ください。
66	添付資料 7②	全頁	関係機関協議・協議記録簿	記録簿の協議内容は、あくまでも参考資料として認識し、対応については、受注後の協議と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	添付資料 7③	1	新設杭部の既存地下躯体撤去工法	既存地下躯体の部分撤去工法についてロックオーガー破碎工法の採用は可能でしょうか。（解体ガラが少し残置するが新設杭の品質には影響無い。）	事業者提案に委ねます。ただし、土壌汚染対策として地下水に汚染が拡散しない工法としてください。
68	様式集	14	様式 4-8 参加資格確認表	要件を満たす実績を有することを証する書類として（契約書の写し、発注仕様書又は要求水準書等）とありますが、CORINS の写しで証明することも可能でしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりで可とします。
69	様式集	18	様式 5-3 内訳書	内訳書の項目は工事費のみであるため、各項目の設計費は工事費に含めて金額を記載すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	支払いは工事の出来形に応じて行うため、必要な費用は工事費に含めて計上してください。
70	様式集	22～41	様式 7-1～12 提案書	提案書は、様式 7 提案書書式以外の添付資料なしで図、表ともに提案書書式（A4）以内に収めるとものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	様式集	28	様式 7-5 I ⑤工事により生じる建設廃材のリサイクル	評価ポイントに「本施設の整備（既存施設の解体を含む）…」と記載されていますが、既設施設と新設施設（本施設）の建設廃材のリサイクルについての提案を求めていますか、既存施設の建設廃材のリサイクルの提案のみを求めていますか、ご教示願います。	既設施設解体と新設施設建設の両方についての提案を求めています。
72	様式集	39	様式 7-11 V ①地域経済への貢献	評価ポイントに「地元企業、地元雇用」と記載されていますが、地元とは尼崎市を示すものですか、それとも阪神地域や兵庫県を示すものですか、ご教示願います。 また、地元企業とは、対象地域に本社・本店を有するものを示すのか、支店や営業所でもよろしいですか、ご教示願います。 また、元請業者ではなく、下請業者として業務を（元請業者を通して）発注する場合も貢献に該当するかと考えてよろしいですか、ご教示願います。	地元とは尼崎市のみとします。本市に本社・本店を有するもの（市内業者）、本市に支店や営業所を有するもの（準市内業者）のどちらでも構いません。また、下請業者として業務を発注する場合も、地元貢献に該当します。
73	様式集	39	様式 7-11 V ①地域経済への貢献	評価ポイントの「活用規模」について、最低限必要となる活用割合がございましたらご教示願います。	特にございませぬ。
74	様式集	39	様式 7-11 V ①地域経済への貢献	地域経済への貢献について、「材料」、「外注（手間）」の両方が対象でしょうか、それともいずれか一方でしょうか、ご教示願います。	両方を対象とします。
75	その他	-	-	現地説明時に減温塔設備が追加されている旨をお聞き致しました。工場の屋根も減温塔の設置の際に変更されているかと思いますが、変更（改修）になった建物及び設備（減温塔等）に関する図面のご提示を御	ご質問の図面を提示します。改めて様式 1 をご提出ください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				願いたします。	
76	その他	-	-	焼却設備に関する機器リスト及び重量表があればご開示ください。	ご質問の資料はございません。
77	その他	-	-	現地調査の際に電気室にトランスが見受けられましたが、PCB 不含有との認識でよろしいでしょうか。その他 PCB 含有の設備は無いものと解釈でよろしいでしょうか。もし PCB 含有設備が発見された場合、発注者様の指定場所(敷地内 or 第1工場内)までの運搬と解釈でよろしいでしょうか。	PCB 含有物については市で事前に撤去・処分済みです。もし発見された場合は、敷地内の指定する場所へ運搬してください。
78	その他	-	-	現地調査の際にごみピットの滞留水をポンプにて排出されておりましたが、これは湧水でしょうか？湧水の場合、どの程度の湧水量かご教示願います。またその他ピットについてもご教示願います	ごみピットの滞留水は湧水が溜まったものです。湧水量について、正確な量は把握できていません。
79	その他	-	-	過去1年間で灰出し作業や施設補修・解体作業等の有無をご教示願います。灰出し作業をした場合、作業時期(年月日)のご提示をお願いします。	ご質問の作業は実施していません。
80	その他	-	-	既存建屋の地業工事(GL以下の杭、基礎、施工計画含む)に係る施工記録が現存していますでしょうか。現存している場合、閲覧は可能でしょうか。	要求水準書の添付資料に含めております「添付資料04:④第3工場敷地杭打工事施工報告書」以外には、残っているものはございません。